

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【公表番号】特表2003-519245(P2003-519245A)

【公表日】平成15年6月17日(2003.6.17)

【出願番号】特願2000-611961(P2000-611961)

【国際特許分類】

C 08 J	3/12	(2006.01)
B 01 J	20/26	(2006.01)
C 09 D	5/00	(2006.01)
C 09 D	101/02	(2006.01)
C 09 D	129/04	(2006.01)
C 09 D	189/00	(2006.01)
C 09 D	201/00	(2006.01)
A 61 F	13/49	(2006.01)
A 61 F	13/53	(2006.01)
A 61 F	13/15	(2006.01)
A 61 F	5/44	(2006.01)
C 08 L	33/00	(2006.01)

【F I】

C 08 J	3/12	C E Y Z
B 01 J	20/26	D
C 09 D	5/00	Z
C 09 D	101/02	
C 09 D	129/04	
C 09 D	189/00	
C 09 D	201/00	
A 41 B	13/02	D
A 61 F	13/18	3 0 7 B
A 61 F	5/44	H
C 08 L	33:00	

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月26日(2009.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つのコーティング材料の少なくとも1つの粒子の少なくとも第1の層で覆われた硬質ゲル化性超吸収性材料の少なくとも1つの粒子を含む超吸収体含有複合物であって、前記コーティング材料の第1の層が、前記超吸収性材料と密接に結合してそれを覆い、前記超吸収性材料が、複合液体の少なくとも1つの特定の成分の量の少なくとも一部を選択的に除去することができ、前記コーティング材料が、前記複合液体の少なくとも他の1つの特定の成分の量の少なくとも一部を選択的に除去することができる超吸収体含有複合物。

【請求項2】

少なくとも1つのコーティング材料の少なくとも1つの粒子の少なくとも第1の層で覆われた硬質ゲル化性超吸収性材料の少なくとも1つの粒子を含む超吸収体含有複合物であって、前記コーティング材料の第1の層が、前記超吸収性材料と密接に結合してそれを覆い、前記超吸収性材料が、複合液体の少なくとも1つの特定の成分の量の少なくとも一部を選択的に除去することができ、前記コーティング材料が、前記複合液体の少なくとも1つの特定の成分の量の少なくとも一部を選択的に除去することができ、前記コーティング材料が、化学的に修飾されていることを特徴とする超吸収体含有複合物。

【請求項3】

少なくとも1つのコーティング材料の少なくとも1つの粒子の少なくとも第1の層で覆われた硬質ゲル化性超吸収性材料の少なくとも1つの粒子を含む超吸収体含有複合物であって、前記コーティング材料の第1の層が、前記超吸収性材料と密接に結合してそれを覆い、前記超吸収性材料が、複合液体の少なくとも1つの特定の成分の量の少なくとも一部を選択的に除去することができ、前記コーティング材料が、実質的に、直径が約5ミクロンより大きい複合液体の成分が超吸収体含有複合物の超吸収性材料の表面に吸着されることを阻害することを特徴とする複合物。

【請求項4】

少なくとも1つのコーティング材料の少なくとも1つの粒子の少なくとも第1の層で覆われた硬質ゲル化性超吸収性材料の少なくとも1つの粒子を含む超吸収体含有複合物であって、前記コーティング材料の第1の層が、前記超吸収性材料と密接に結合してそれを覆い、前記超吸収性材料が、複合液体の少なくとも1つの特定の成分の量の少なくとも一部を選択的に除去することができ、前記コーティング材料が、前記複合液体の少なくとも1つの特定の成分の量の少なくとも一部を選択的に除去することができる超吸収体含有複合物。

【請求項5】

前記コーティング材料と前記超吸収性材料との前記密接な結合が、結合剤を用いて達成されることを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の複合物。

【請求項6】

前記結合剤が、水、揮発性有機溶媒、塗膜形成材料の水溶液、合成接着剤及びそれらの混合物から成る群から選択されることを特徴とする請求項5に記載の複合物。

【請求項7】

前記結合剤が、水、粉乳、乳糖、大豆タンパク、カゼイン、ポリビニルアルコール及びそれらの混合物から成る群から選択されることを特徴とする請求項5に記載の複合物。

【請求項8】

前記コーティング材料が、親水性材料、セルロース材料、ケイ酸塩、不溶性タンパク、及びそれらの混合物から成る群から選択されたものを含むことを特徴とする請求項1乃至4及び6乃至7のいずれかに記載の複合物。

【請求項9】

前記コーティング材料が、沈降シリカ、ヒュームドシリカ、二酸化ケイ素、ゼオライト、クレー、バーミキュライト、パーライト及びそれらの混合物から成る群から選択されることを特徴とする請求項1乃至4及び6乃至7のいずれかに記載の複合物。

【請求項10】

前記コーティング材料が、ゼイン、組織化植物性タンパク及びそれらの混合物から成る群から選択されることを特徴とする請求項1乃至4及び6乃至7のいずれかに記載の複合物。

【請求項11】

前記コーティング材料が、大豆タンパクを含むことを特徴とする請求項1乃至4及び6乃至7のいずれかに記載の複合物。

【請求項12】

前記コーティング材料が、吸着により、陽イオン結合剥離剤を用いることにより、誘導化されることにより、またはそれらの組み合わせにより化学的に修飾していることを特

徵とする請求項 1 乃至 4 及び 6 乃至 7 のいずれかに記載の複合物。

【請求項 1 3】

前記コーティング材料が、ジエチルアミノセルロースに変換されることにより化学的に修飾されていることを特徴とする請求項 1 乃至 4 及び 6 乃至 7 のいずれかに記載の複合物。

【請求項 1 4】

前記超吸収体含有複合物の複合液体保持容量が、0 と 20 g / gとの間であることを特徴とする請求項 1 乃至 4 及び 6 乃至 7 のいずれかに記載の複合物。

【請求項 1 5】

超吸収体含有複合物の複合液体保持容量が、少なくとも約 13 g / g であることを特徴とする請求項 1 乃至 4 及び 6 乃至 7 のいずれかに記載の複合物。